平成２０年（フ）第３８４１号
北海道江別市あけぼの町33番地の13
破産者　伊藤　好美
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４１号
札幌市東区北20条東10丁目４番10号　チャーミハイツ105号
破産者　土居　清隆
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６７号
北海道白老郡白老町東町５丁目５番21号
破産者　沼端　勝利
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２０年（フ）第５４５号
大津市大江５丁目14番10号、前住所滋賀県草津市西渋川２丁目10番22―３号
破産者　エーアールシステムこと　荒尾　佳一
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１３５９号
京都市左京区一乗寺葉山町15番地の６
破産者　森下あさ子
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６９号
京都市西京区大原野石作町99番地
破産者　田中　祥史
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７５７号
京都市山科区勧修寺瀬戸河原町18番地　辻新ハイツ409
破産者　吉田　知史（開始決定時の姓奥田）
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３４号
京都府京丹後市網野町網野571番地の１
破産者　平田　恭久
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２０年（フ）第７７０号
奈良市東紀寺町３丁目１番３―403号
破産者　武智　洋生
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２４５号
奈良県桜井市大字谷161番地の７
破産者　佐野　　滋
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第３５７号
宮崎市霧島１丁目３番地11　ユーミーきりしま101号
破産者　梅﨑　博美
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第７８２号
宮崎市霧島３丁目124番地
破産者　中村　祐子（旧姓野田）
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第８４６号
宮崎市学園木花台桜１丁目13番地９　コーポルリＢ棟101号、前住所福岡県久留米市御井町2128番地10
破産者　江田　　敏
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２６６号
宮崎市山崎町上ノ原1030番地　市営住宅249棟13号
破産者　児玉　廣子
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成１９年（フ）第２１７４７号
東京都狛江市東和泉１丁目29番20号
破産者　日本プレハブ商事株式会社
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第２４０７７号
東京都荒川区南千住５丁目21―12
破産者　日下フサ子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１５０１４号
千葉県松戸市六実４丁目11番地の23
破産者　株式会社エイリョウ
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６１１６号
北海道北見市山下町５丁目３―11
破産者　菅原　敦子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３０３１号
茨城県取手市米ノ井160―12
破産者　大薗　克己
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部